

大震災の影響で労働者を休業させたら、どうなる？

労働基準法では、「使用者の責めに帰すべき事由」によって従業員を休業させた場合、1日につき平均賃金の60%以上の休業手当を支払わないといけない、ということになっています。

では今回の東日本大震災による、直接・間接的な被害が理由の休業については、「休業手当」の支払は必要なのでしょうか？ 判断のポイントを解説します。

●事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を休業させた場合●

直接的な被害を受けた場合には、休業の原因が「事業主の関与の範囲外」のものであり、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故に該当すると考えられますので、原則として「使用者の責に帰すべき事由による休業」には該当せず、**休業手当を支払わなくても違法ではないと考えられます。**

●原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったことにより労働者を休業させた場合●

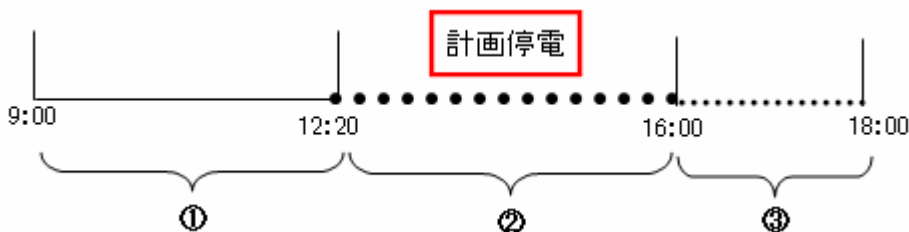
地震で、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていないが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったことにより労働者を休業させた場合は、**原則として「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当し、休業手当の支払いが必要と考えられます。**

ただし、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、休業手当の支払が必要ないと判断されることもあります。個別のケースについては、ご相談下さい。

【計画停電時の休業は？】

計画停電の時間帯は、原則、休業させても「休業手当を支払う必要がない」という通達が厚生労働省から出ています。

たとえば、①は通常勤務にし、②は計画停電のために休業させ、③も休業させた場合はどうなるでしょう？



①**通常の賃金支払義務**(実際に働いた部分については、当然、賃金支払の義務があります)

②**原則、使用者の責めに帰すべき事由による休業には該当しない** →つまり、休業手当を支払う必要はない

③**原則、使用者の責めに帰すべき事由による休業には該当する** →つまり、休業手当を支払う必要がある

と、なります。ただし、③につきましては、②のみ休業させ、③で勤務させることが難しい工場のラインなどでは、③の部分も「休業手当の支払が必要ない」時間になります。個別のケースについては、ご相談下さい。

平成 23 年 4 月 1 日から高齢者雇用関連の助成金（定年引上げ等奨励金）の取扱いが一部改正されました。その概要をご紹介します。



● 高齢者雇用モデル企業助成金(廃止)

高齢者雇用モデル企業助成金は廃止されました。

ただし平成 22 年度末までに、職域拡大等計画を申請している場合は、いままでどおり「高齢者雇用モデル企業助成金」を受けられます。

● 中小企業定年引上げ等奨励金(改正)

平成 22 年度末をもって、「65 歳安定継続雇用制度」の導入事業主に対する奨励金が廃止され、代わりに、4 月 1 日より、「希望者全員を対象とする 65 歳以上 70 歳未満の継続雇用制度」を導入する事業主も新たに奨励金の支給対象になりました。

つまり、今までは、「希望者全員を対象とする **65 歳まで契約期間の切れない継続雇用制度**」を導入する必要があったのですが、**今後は、たとえば 1 年ごとであっても、最終的に 65 歳以上まで継続雇用が可能になれば、助成金の対象になります。**

<改正後の支給対象事業主>

次のいずれかの措置を講じ、6 か月以上経過している中小企業事業主（雇用保険の被保険者数が 300 人以下の事業主）が対象になります。

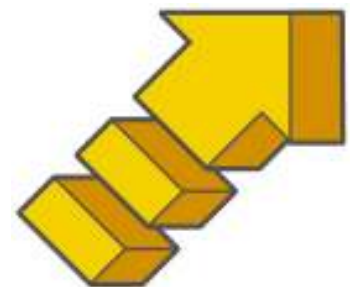
(1) 60 歳以上 65 歳未満の定年を定めている事業主

- ① 65 歳以上への定年の引上げ
- ② 定年の定め廃止
- ③ 希望者全員を対象とする 65 歳以上まで継続雇用制度の導入

(2) 65 歳以上 70 歳未満の定年を定めている事業主

- ① 70 歳以上への定年の引上げ
- ② 定年の定め廃止、
- ③ 希望者全員を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度の導入

※ 実施した措置の内容及び企業規模に応じ一定の額が支給されます。



● 高齢者職域拡大等助成金(新設)

「希望者全員が 65 歳まで働ける制度」か「70 歳まで働ける制度」の導入にあわせて、**高齢者の新たな職域拡大や雇用管理制度の構築に取組み、高齢者が働き続けることができる職場の整備を行った場合、その取組みの実施に要した費用の3分の1に相当する額(500 万円を上限)**が支給されます。

お仕事 カレンダー

- 5/10 ● 一括有期事業開始届の提出
(建設業)
主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満で
かつ請負金額が 1 億 9000 万円未満の工
- 4 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税
の納付
- 5/31 ● 4 月分の健康保険料、厚生年金保険料の
納付

- 5/31 ● 自動車税の納付
- 3 月決算法人の確定申告・9 月決算法人の中
間申告
- 6 月・9 月・12 月決算法人の消費税の中間申告
- 確定申告税額の延納届出による延納税額の
納付